

工事整備対象設備等着工届出書、消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書の届出先変更について

※令和5年1月1日から上記の届出書については下記のとおり変更いたします。

- ①確認申請及び計画通知（建物の増改築工事）を伴わない消防用設備等の増設・移設・取替え・改造の工事に係る工事整備対象設備等着工届出書については管轄消防署予防課^{注1}に提出をお願いします。（管轄消防署予防課が調査審査を行います。）
- ②上記①の工事完了後に提出される消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書についても管轄消防署予防課に提出をお願いします。（管轄消防署予防課が検査に出向します。）
- ③上記①②は防災管理を要する建築物その他工作物（防災管理対象物^{注2}）を除きます。

注1；南部消防署予防課管轄（志免町・宇美町・須恵町）、中部消防署予防課管轄（粕屋町・篠栗町・久山町）

注2；消防法施行令第46条に定めるもの

ご不明な点につきましては下記にお問い合わせください。

消防本部予防課指導係（直通）TEL 092-935-6389

南部消防署（代表）TEL 092-935-5107 担当予防課

中部消防署（代表）TEL 092-938-3216 担当予防課